

## ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する 適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故やスポーツ外傷等、身体に強い衝撃を受けたことが原因で発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者等は少なくありません。山形大学を中心とした関連8学会が参加し、厚生労働省による研究が進んだ結果、平成28年4月より治療法として、硬膜外自家血注入療法が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた方が保険診療のもとに治療を受けることができるようになりました。

その一方で、脳脊髄液の漏出部位は1か所ではなく、頸椎や胸椎、腰椎、仙椎でも起こる事が報告されており、硬膜外自家血注入療法を安全に確実にを行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要がありますが、現状の診療上の評価に、X線透視下で治療を行うことが要件として含まれておらず、診療報酬の面から、安全性の高い治療ができない状況にあります。

また、脳脊髄液減少症の患者の中には、硬膜外自家血注入療法の保険適用（J007-2）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件が当てはまらない患者もいるため、その場合も認める必要があります。

よって政府は、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

1. 硬膜外自家血注入療法の診療報酬において、X線透視を要件として漏出部位を確認しながら安全に治療を行うことができるよう、診療上の評価を改定すること。
2. 脳脊髄液減少症の症状として、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月27日

摂津市議会